

寄居町建設工事総合評価方式試行要領

制定 令和2年10月1日 告示第198号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事は、町長が建設工事の中から指定したものとする。

(総合評価の方法)

第3条 町長は、工事の目的及び内容に応じて、令第167条の10の2第3項に規定する落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）で工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法（以下「評価方法」という。）を寄居町請負等業者指名選考委員会規則（平成19年寄居町規則第40号）の規定により設置する寄居町請負等業者指名選考委員会に諮り決定するものとする。

2 前項の評価項目及び評価方法は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの基準を準用するものとし、必要に応じて追加、修正を行うものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 町長は、総合評価方式により入札を行うに当たり、令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、あらかじめ、次に定める事項について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めることについて

(2) 落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて

(3) 落札者を決定しようとするものについて

2 前項の学識経験者は、町長が委嘱するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。